

電気工事業法 登録電気工事業者の更新登録に係る審査表

(申請者)

(提出)

①	登録電気工事業者更新登録申請書	
②	誓約書(申請者自身のもの)	
③	誓約書(主任電気工事士に関するもの) ※申請者自身(法人の場合役員を含む)が電気工事士であって主任電気工事士にかわって営業所で業務を行う場合は不要	
④	住民票または運転免許証(個人)、登記簿謄本(法人)	
⑤	備付器具調書 ○一般用電気工事等を営む者 ・ 絶縁抵抗計 ・ 接地抵抗計 ・ 抵抗及び交流電圧を測定可能な回路計 ○自家用電気工事を営む者 上記一般用に加え ・ 低圧検電器 ・ 高圧検電器 ・ 継電器試験装置 ・ 絶縁耐力試験装置 ※上記器具の貸与を受ける場合、承諾書も記入すること	
⑥	手数料 (県証紙 12,000 円)	
⑦	現行の登録証 ※紛失した場合には、見つかった場合に県に返納する旨を書き添えること	